

平成30年答申第1号
平成30年10月25日

本巢市長 藤原 勉 様

本巢市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 良 寛

答 申

本巢市長（以下「実施機関」という。）が行った平成30年9月21日付け平成30年諮問第1号をもってなされた諮問について、本巢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、下記のとおり答申する。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成30年5月1日付けにてAからなされた、Aの子であるB（開示請求者本人）の個人情報開示請求に対して平成30年5月31日付けをもってなした開示決定は、これを取り消し、後記「第5 審査会の判断」に記す4の（1）及び（2）の記載内容を開示し（ただし、審査請求人の名前、職業及び②、④、⑤、⑥に記載されている審査請求人の携帯番号等黒塗りの箇所を除く）、4の（3）の記載内容を不開示とする部分開示が妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人Cの夫であり開示請求者Bの父であるAは、平成30年5月1日、Bの法定代理人として、本巢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本巢市健康福祉部健康増進課（以下「担当課」という。）が保有する開示請求者Bの、出生から開示請求日までに受けた乳幼児健診アンケート用紙（該当するアンケート用紙の名称は、①4か月児健診、②7か月児教室、③10か月児健診、④1歳児教室、⑤1歳6か月健診、⑥2歳児健診、と題する6組であり、⑤の1歳6か月健診が3枚一組になっているが、その余はすべて2枚一組になっている。以下、すべてのアンケート用紙をまとめて「本件アンケート用紙」という。）につき、その写しの交付を求める形式にて同アンケート用紙記載内容の全部につき開示請求を行った。（以下「本件開示請求」という。）

なお、本件アンケート用紙は、概ねあらかじめ印刷された質問事項に「はい・いいえ」のどちらかに丸印を付して答える部分と記入者が自己の認識、判断に基づき記入する「お子さん」、「親さん」、「育児をしているの気持ち」欄によって構成されている。

2 第三者に対する照会

（1） 本件開示請求に対し、担当課は、本件アンケート用紙には、第三者である審査請

求人情報が含まれているとして、条例第19条第1項に基づき、平成30年5月21日付けにて、同人宛に回答期限を同年5月28日までとする開示の可否についての意見照会を行った。

- (2) 平成30年5月28日の回答期限までに書面による回答は無かった。そこで、担当課の職員が、同日、審査請求人宛に電話にて意見照会を行った。審査請求人からは第三者に渡ることによって悪用されることは嫌である、との回答があった。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成30年5月31日付けにて開示決定を行い、同日付けにて開示請求者に対しては条例第18条第2項に基づき、審査請求人に対しては条例第19条第2項に基づき、それぞれ各条例所定の通知を行った。

4 本件審査請求

審査請求人は、平成30年6月8日付けにて本件開始決定の執行停止の申立を行い、同月9日付けにて本件審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 執行停止決定

実施機関は、4の執行停止の申立を受けて平成30年6月14日付けにて執行停止決定を行い、これにより、現在、開示決定内容の実施は停止されている。

実施機関は、同日、開示請求者及び審査請求人に対し執行停止決定の通知を行った。

6 諮問

平成30年9月21日、平成30年諮問第1号をもって条例第29条第1項本文に基づき、実施機関から審査会に対して、本件審査請求について諮問がなされた。

第3 審査請求人の主張

1 請求の趣旨

開示決定処分を取り消す、との裁決を求める。

2 請求理由の要旨

以前に、審査請求人の個人情報が出され、悪用された事実がある。このことにより精神的にダメージを受け、すべての人を信用できなくなった。もし開示されるならばさらに精神的にダメージを受け、すべての人とかかわりを持ったり、話したりすることもできなくなることを恐れている。

当該開示決定処分は、精神的苦痛であるから民法710条の規定に反しており違法である。

第4 実施機関の主張

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

2 弁明の要旨

実施機関の主張は、平成30年7月18日付けの弁明書をもってなされており、それによれば、個人情報の開示請求のあった内容は、現在の実態ではなく、過去の子どもの発達や生活の様子に関するアンケート（乳幼児健診・教室アンケート）である。この内容は、条例第14条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないと判断し、審査請求人が第三者となる情報が含まれる個人情報に関して開示決定の処分を行った。

第5 審査会の判断

- 1 条例第14条は、開示請求者本人から自己の個人情報についての開示請求があれば、同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないとし、同条第1号ないし第8号に不開示情報を規定している。
- 2 しかるところ、同条は、不開示情報の一つとして、第2号において、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日そのほかの記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別することができる」情報を規定している。
- 3 審査会は、本件アンケート用紙を保有している担当課である健康増進課から本件アンケート用紙の提示を求め、その内容のすべてについて、記載事項の一つ一つについて慎重に、確認し、検討した。
- 4 本件アンケート用紙の構成及び記述内容は次のとおりである。
 - (1) 本件アンケート用紙の1枚目（ただし、「1歳6か月児健診」分については1枚目及び2枚目）には審査請求人の手書きにより開示請求者の氏名、生年月日、住所、病名、Aの名前及び審査請求人の名前、職業及び②、④、⑤、⑥のアンケート用紙には審査請求人の携帯電話の番号が審査請求人の手書きにより記載されている。ほかに本件アンケート用紙の1枚目にはあらかじめ印刷された開示請求者に関する質問事項に対して審査請求人が、「はい・いいえ」のどちらかに手書きにて丸印を付して回答している部分が記載されている。
 - (2) 本件アンケート用紙2枚目の「お子さん」欄には、開示請求者の目覚め、睡眠、排便、授乳等の一日の生活状況が時系列順に審査請求人の手書きにより記載されている。
 - (3) 本件アンケート用紙2枚目の「親さん」欄及び「育児をしているの気持ち」欄には、開示請求者に関する事項の記述もみられるが、大半が審査請求人自身の睡眠、食事、稼働時間帯等の一日の生活状況及び審査請求人の認識、判断に基づく審査請求人の心情等に関する事項について審査請求人の手書きにて記載されている。なお、1日の生活状況は時系列順に記載されている。
- 5 4において確認された事実によれば、4の(1)、(2)の記載内容は主に開示請求者に関する事項であること、4の(3)の記載内容には開示請求者に関する事項もあるが、大半が審査請求人自身に関する事項であること、すなわち開示請求者以外の特定の個人である審査請求人に関する事項であることが当該箇所の記事内容自体及び他の箇所の記載内容との照合によっても判別される。
- 6 ところで実施機関は、開示請求のあった内容は、現在の実態ではなく、過去の子どもの発達や生活の様子に関するアンケートであるから、条例第14条のいずれの不開示情報にも該当しないと判断した、と主張している。

前記「現在の実態」が何を意味しているかは判然としないが、確かに、開示請求者に関する事項については指摘のとおりかもしれない。

しかし、肝要なことは、開示請求対象情報の中に開示請求者以外の第三者である個人の情報が含まれているかどうか、仮に含まれているとすればその情報は条例第14条各

号に定める不開示情報に該当するかどうかである。

ちなみに、不開示情報に該当する開示請求者以外の第三者の個人に関する情報か否かは、その内容が過去の事実に関する情報か現在の事実に関する情報かを問わず、純粋に客観的にその情報が開示請求者以外の特定の個人を識別できる内容を含む情報に該当するかどうかによって判断されるべきである。

条例においても、関連法令である個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律のいずれにおいても、不開示情報の該当性の判断につき、第三者に関する情報が過去の事実であるか現在の事実であるかによって区別して判断する、との規定は見当たらない。

7 この視点から、本件アンケート用紙の記載内容を検討した結果、本審査会は、前記第5項でみたとおり、前記4の(1)及び(2)の記載内容については開示請求者に関する情報であり(ただし、(1)のうち審査請求人の名前、職業、携帯電話番号等黒塗りの箇所を除く)、4の(3)の記載内容は「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、そのほかの記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別される」内容となっているため、条例第14条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

8 結論

以上により、前記第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

第6 審査会の経緯

- 1 平成30年10月15日 審議
- 2 平成30年10月25日 審議

審査委員

藤良寛 江崎隆雄 坂井田良道 伊藤美奈子

以上